

令和8年3月3日

令和8年度 入学予定者の皆様へ

皇學館大学
学長 齋藤 平

【重要】 こども性暴力防止法の施行に伴う実習および諸活動への影響について（お知らせ）

令和6年6月に「こども性暴力防止法※1」が成立し、令和8年12月25日に施行される予定です。この法律は、教育・保育等を行う事業者に対し、児童等への性暴力を防止するための措置を講じることを義務付けるものです。

本法の施行により、学校等での実習、児童等と接する活動※2を行う学生の皆様にも影響が生じるため、出願（入学）前に必ず以下の事項をご確認ください。

※1：正式名称「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」

※2：インターンシップやボランティア活動等を通じて対象事業者で児童等と接する業務に従事する場合

1. 実習・活動前における「特定性犯罪前科」の確認について

法の施行日以降、学校や保育所、児童福祉施設等で実習・活動を行う際、法に基づく「犯罪事実確認（性犯罪前科の有無）」を行います。

- ・ 確認の対象となるケース：実習・活動の内容が、こどもと一対一になる、または長期間にわたるなど、「支配性・継続性・閉鎖性」が高いと実習先等の事業者が判断した場合に対象となります。
- ・ 確認の手続き：実習・活動を行う本人が「こども家庭庁」へ戸籍等の必要書類を提出し、証明を受ける手続きが必要になる場合があります。
- ・ 活 動 の 制 限：特定性犯罪前科が確認された場合、児童等と接する実習・活動を行うことはできません。

2. 教員免許・国家資格等の取得への影響について

特定性犯罪前科があるために実習が行えない場合、以下の資格取得が困難、あるいは不可能となる可能性があります。

- ・ 教員免許・保育士資格：教育実習や保育実習が履修できないため、免許・資格の取得ができません。
- ・ 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格：国家試験の受験資格に関わる実習において、実習先が制限される、あるいは実習自体ができなくなる可能性があります。

3. 出願および入学に際しての同意・誓約について

上記の内容を十分にご理解いただいた上で、入学をご検討ください。なお、入学時に以下の対応を求めます。

- ・ 書 類 の 提 出：入学時に、本件に関する「同意書」を提出していただきます。
- ・ 特定性犯罪前科がない旨の誓約：各実習・活動の開始前に、特定性犯罪前科がない旨を誓約していただきます。
- ・ 個人情報の取扱い：提出された書類および個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理いたします。

《詳細情報・お問い合わせ》

制度の詳細は、こども家庭庁のウェブサイトをご確認ください。

こども家庭庁「こども性暴力防止法」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

ご不明な点がございましたら、本学の各担当へご連絡ください。

○「教員免許・保育士資格」について

学生支援部教職支援担当 TEL：0596-22-6049

○「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格等」について

学生支援部教務担当 TEL：0596-22-6315